

平成29年7月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成29年7月定例教育委員会付議議案 目次

報告第 8号	平成29年度文化の日被表彰者の推薦について	-----1
第38号議案	平成30年度使用小・中学校教科用図書採択について	----2
第39号議案	臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の制定について	-----3
第40号議案	国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について	-----5

第39号議案

臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成29年7月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会告示第 号

臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府/文部科学省/厚生労働省告示第1号）及び幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）の目指す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた臼杵市幼児教育基本方針（以下「方針」という。）を策定し、及び推進するため、臼杵市幼児教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、幼保小連携協議会で議論した方針の素案について吟味し、策定のために必要な事項を協議する。

2 協議会は、方針を推進するために必要な事項を協議する。

（委員の構成等）

第3条 協議会の委員は、保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校の代表者、市長の権限に属する職員の代表者並びに有識者から構成し、教育長が委嘱し又は任命する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて教育長が招集し、委員長が議長となる。

2 教育長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(経費)

第6条 協議会の運営のための必要な経費は、教育委員会の予算から支出する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、教育委員会に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

臼杵市幼児教育基本方針の策定及び推進に当たり、臼杵市幼児教育推進協議会を設置する必要があるため。

第40号議案

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

平成29年7月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会要綱（平成17年臼杵市教育委員会告示第8号）第3条の規定に基づき、下記の者に国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員を委嘱する。

記

氏名	性別	年齢	所属	専門分野
うさみ ただお 宇佐美 忠夫	男			-
たけむら けいじ 竹村 恵二	男			地質学
くちつ のぶあき 朽津 信明	男			保存科学 地質学
ねだち けんすけ 根立 研介	男			日本仏教美術史
い で せい の すけ 井手 誠之輔	男			東洋美術史
きもと くにはる 木本 邦治	男			近世史

任期：平成29年8月1日～平成31年7月31日

理由

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の任期が満了となり、引き続き委嘱する必要があるため。